ちゅうぎんアプリ　利用規定

（2025 年 4 月 24 日現在）

「ちゅうぎんアプリ」利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社中国銀行（以下、「当行」といいます）がお客さまのスマートフォン（以下、「端末」といいます）にダウンロードされたアプリケーション「ちゅうぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます）を利用して提供する「ちゅうぎんアプリサービス」（以下、「本サービス」といいます）を、お客さまにご利用いただく場合の条件等を定めたものです。
お客さまは、本規定に同意（5 条 2 項および 3 項に定める事項に対する同意を含みます）していただいた場合に、本アプリをダウンロードし本サービスをご利用いただけます。

1. 本規定の適用範囲

（1） 本規定は、本サービスを利用する方ご本人（以下、「利用者」といいます）に適用されます。
（2） 利用者が本サービスを利用する場合には、本規定のほか「ちゅうぎん ID 利用規定」「振込規定」「普通預金規定」「通帳発行形態に関する特約」「ちゅうぎんカードローンコレカ規定・保証委託約款」「ちゅうぎん ATM・App カードローン規定・保証委託約款」「ちゅうぎんカードローン型教育ローン規定・保証委託約款」「証券取引約款」に記載の「証券振替決済口座管理約款」、「累積投資約款」、「投資信託定期・定額購入サービス約款」、「特定口座約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」、「中国銀行 JCB デビット会員規約」「Oki Doki ポイントプログラム利用規定」、「中国銀行 JCB デビット用保証委託約款」、「My JCB 利用規定」、「MyJ チェック利用者規定」、「MyJ チェック利用者規定にかかる特則」、「J/Secure（TM）利用者規定」、「中銀キャッシュカード規定」、「中銀 IC キャッシュカード特約」、「デビットカード（J-Debit）取引規定」、「電子交付サービス取扱規定」、「有担保ローン規定・保証委託約款」、「通帳制定期預金規定集」、「中銀総合口座取引規定」等（以下、「関連規定等」という。）が適用されるものとします。
（3） 本規定と関連規定等の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、本規定で定めた内容が優先するものとします。
（4） 本規定において使用される語句は、本規定において定義されるもののほかは関連規定等に従います。

2. 本サービス

本サービスの主な内容は以下のとおりです。

（1） ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座の残高情報の提供
（2） ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、貯蓄預金および定期預金を対象とした入出金明細情報およびメモ機能の提供（但し、メモ機能については、定期預金を除きます）
（3） ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含

みます）および貯蓄預金を対象とした振替、当行本支店および他金融機関への振込ならびに日付指定での振込予約（以下「振込予約」といいます）取引の提供

(4) カードローンの申込み・契約

(5) ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、カードローン口座から借入する取引およびカードローン口座へ返済する取引の提供ならびに取引明細情報の提供

(6) ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）を対象とした引落予定情報の提供

(7) プッシュ通知機能等を利用した、本アプリに関するお知らせや、当行の商品、サービスまたはキャンペーン等の情報の通知

(8) 利用者の家族の口座を連携し、その家族のちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座の残高情報、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、貯蓄預金および定期預金を対象とした入出金明細情報等の提供

(9) 投資信託（NISA）の口座開設、取引、電子交付

(10) JCB デビットの申込み

(11) 住所変更（住所変更にともなう電話番号変更）

(12) ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座が返済用口座となっている住宅ローンの一部繰上返済、金利型再選択機能の提供

(13) ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金を対象とした入出金明細、通帳表紙、振込受付書の PDF ファイル保存機能の提供

(14) 振込限度額の一時引き上げ

(15) 口座振替手続きの承認

(16) ちゅうぎん ID のサービス利用口座のうち、定期預金の預入、解約予約

(17) 自動送金サービス（らくらく毎月送金）

(18) 税公金支払サービス（ことら税公金サービス）

3. 利用条件等

(1) 利用対象者

本サービスがご利用いただける方は、ちゅうぎん ID のユーザー登録がある個人の利用者となります。ただし、個人の利用者でも事業性資金の取引にはご利用いただくことはできません。

(2) 利用対象口座

本サービスご利用口座は、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座に登録されている口座となります。

(3) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。

(4)　利用できる機器

本アプリは当行所定の端末でのみご利用いただけます。ご利用いただける環境については、当行ホームページでご確認ください。

(5)　利用登録

本サービスの利用を希望する利用者は、本規定を承認したうえで、本サービスの利用登録をおこなうものとします。

(6)　マイナンバーカードの利用

本サービスによる取引の一部は、マイナンバーカードを使った公的個人認証サービスを利用します。

(7)　本アプリの利用およびダウンロード（本アプリのバージョンアップなどの再ダウンロードを含みます）にかかる通信料は利用者のご負担となります。

(8)　当行は、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更をおこなうことがあります。

4. 本人確認

本サービスのご利用についての利用者の確認は次の方法によりおこなうものとします。

(1)　本サービスのご利用には、①乃至③に定める認証情報（以下、これらの認証情報の全部または一部を「認証情報」といいます）の入力ならびに④および⑤に定める認証手段による認証が必要です。

①　ちゅうぎん ID のユーザー名（または店番号および口座番号）とパスワード

②　ログインパスコード（後記（3）に記載する「ログインパスコード」をいいます）

③　認証番号（後記（4）に記載する当行届出の電話番号による追加認証にて通知された「認証番号」をいいます）

④　生体認証機能による認証（後記（5）に定める認証手段をいいます）

⑤　マイナンバーカードによる認証（後記（6）に定める認証手段をいいます）

(2)　ちゅうぎん ID でのログイン時

本アプリの利用登録時に、ちゅうぎん ID のログインによるユーザー名（または店番号および口座番号）とパスワードの一致の確認をすることで本人確認をおこないます。そのうえで、ログインパスコードの設定をおこなう必要があります。

本アプリログアウト後に再ログインする際も、ちゅうぎん ID のログインによるユーザー名（または店番号および口座番号）とパスワードの一致の確認をすることで本人確認をおこないます。

(3)　ログインパスコード

本アプリを起動した際はログインパスコードにてログインしてください。

①　ログインパスコードとは、本アプリ起動時に、ちゅうぎん ID の代わりに利用者が登録した 6 桁の数字を、利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。

②　本アプリの利用登録時には、ログインパスコードを本アプリに登録してください。なお、

他人から推測されやすい生年月日や連続した数字は避け、他人に知られないように管理してください。

③ ログインパスコードを失念した場合は、ちゅうぎん ID でログイン後、本アプリ上で再度登録をおこなってください。

(4) 当行届出電話番号による追加認証

① 当行届出の電話番号による追加認証は、本サービスの利用に際して利用者の代表口座に登録された電話番号あてに、自動音声またはショートメッセージにて認証番号が通知され、第 4 条第 1 項および第 2 項に定められた本人確認に加えて、通知された認証番号を端末の画面上に入力することにより、本人確認をおこなう機能をいいます。

② 通知された認証番号には、所定の有効期限があります。有効期限が切れた場合、再度初めから操作していただく必要があります。

③ 認証番号は、他人に教えないでください。

(5) 生体認証機能

① 生体認証機能とは、本アプリ起動時や登録先への振込等の際、ログインパスコードの代わりに利用者ご自身の生体情報（利用者の端末に登録されている生体認証機能）を利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。

② 生体認証機能は利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができます。また、利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。

③ 当行は登録された生体情報自体の取得はおこなわないため、生体情報の管理責任・義務を負いません。登録された生体情報および認証データが保存された利用者の端末は、利用者の責任において厳重に管理するものとします。

(6) マイナンバーカードによる本人確認（公的個人認証）

① マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書または利用者証明用電子証明書を利用して、本人確認をおこないます。具体的には、マイナンバーカードの IC チップを端末で読み取り、署名用電子証明書または利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号（署名用電子証明書は 6 桁～16 桁の英数字、利用者証明用電子証明書は 4 桁の数字）を入力していただきます。

② 当行は、署名用電子証明書または利用者証明用電子証明書の有効性確認をおこなうために、認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 44 条に規定する認証業務情報をいう）を利用します。

5. 本サービスの機能等

(1) 本サービスでは、本アプリを利用して以下の各機能を提供します。

① 残高照会

ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座の残高照会ができます。定期預金は明細番号ごとの残高が照会できます。

② 入出金明細・メモ機能

ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、貯蓄預金、定期預金の入出金明細の照会ができます。また、左記の口座のうち定期預金以外のものについては、所定の方法により入出金明細へのメモ入力・参照ができます。明細データは、ちゅうぎん ID のユーザー登録月の 3 か月前の 1 日にさかのぼって蓄積され、10 年を超えた過去の明細データは 1 か月単位で閲覧できなくなります。

③ 振替

ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金の間で、利用者が指定した金額を振替えることができます。

④ 振込

・ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金から、利用者の依頼に基づき、利用者が指定した金額を当行本支店および他金融機関口座あてに振り込むことができます。

・振込は、即時または振込予約にて行うことができます。振込予約の場合、7 営業日先までの日付を指定することができます。

・1 日あたりの振込金額は、当行が初期設定した振込限度額もしくは利用者が設定した振込限度額の範囲内とし、その限度額は当行所定の上限金額の範囲内とします。ここでいう「1 日」の起点は、毎日午前 0 時とします。

・振込および振込予約の受付にあたり、当行所定の手数料等（消費税等含む）をいただきます。また、「入金口座なし」等の事由により、振込資金が支払指定元の口座に返却された場合、振込手数料は返却しません。

・本サービスで受付けた振込は、原則として変更・組戻しはできません。ただし、当行がやむを得ないと認めて、変更・組戻しを受付ける場合は、ちゅうぎんテレフォンバンキングセンター（以下、「センター」といいます）あてに電話で依頼するか当行の窓口で依頼するものとし、当行所定の方法で本人確認をしたうえで手続きをおこないます。なお、センターまたは当行窓口への連絡時期等によっては、変更または組戻しができないことがあります。組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料（消費税等を含む）をいただきます。振込予約により受付けた振込予定日当日における振込について同様とします。

・振込予約での受付の場合、振込予定日の前日までに当該予約を取り消すことはできますが、振込予定日当日の取消しはできません。

⑤ カードローン申込み・契約、取引

・本アプリから、当行所定のカードローンをご案内する場合があります。カードローンの案内を受けた利用者は、本アプリから当該カードローンの申込みを行えます。なお、カードローンの契約には審査があります。

・カードローンの借入は、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、対象のカードローン口座から、利用者が指定した金額を円貨普通預金または貯蓄預金に入金することでおこないます。対象のカードローン口座は、カードローン口座（カードローン

ミニは除きます）および教育ローン（カードローン型）口座とします。
・カードローンの返済は、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金または貯蓄預金から、利用者が指定した金額を引き落とし、対象のカードローン口座へ入金することでおこないます。なお、貸越残高を超過する入金はお取扱いしません。対象のカードローン口座は、カードローン口座（カードローンミニは除きます）、教育ローン（カードローン型）口座とします。
・借入および返済は、操作完了後即時に取引処理をおこないます。
・ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、対象のカードローン口座でおこなわれた取引について、取引明細を照会することができます。ちゅうぎん ID のユーザー登録月の 3 か月前（ただし、2022 年 1 月以降が対象）の 1 日にさかのぼって明細データを蓄積し、10 年を超えた過去の明細データは 1 か月単位で閲覧できなくなります。

⑥ 引落予定明細照会・通知
・ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、対象の普通預金口座において照会日の翌営業日から 3 営業日先までに予定されている引落明細を表示します。
・表示対象の引落予定明細は、当行所定の項目とします。なお、引落し不能による再振替は、表示対象外となります。また、サービス利用口座のちゅうぎん ID への追加登録のタイミングなどにより、引落予定明細が表示されない場合があります。
・引落予定日の前日に、プッシュ通知にて引落予定がある旨をお知らせします。本通知を受取るには、通知許可をオンにしていただく必要があります。

⑦ プッシュ通知
利用者の端末へ、本アプリに関するお知らせや、当行商品、サービスまたはキャンペーン等の情報をプッシュ通知にて通知することがあります。プッシュ通知を希望しない場合は、本アプリの設定画面にて通知許可をオフにしてください。また、当行からのプッシュ通知は、利用者の受領可否に関わらず、通常到達すべき時に利用者に通知したものとみなします。

⑧ レコメンド機能
本アプリから、利用者にあわせて当行商品、サービスまたはキャンペーン等の情報をバナーやポップアップにて通知することがあります。

⑨ 家族口座の連携
利用者の家族等の利用者（以下、「家族等利用者」といいます）は、自らのちゅうぎん ID でログインし、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち任意の口座を、利用者の本サービスに追加することができます、利用者は、追加された家族等利用者の口座の残高の照会と、追加された家族等利用者の口座のうち円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、貯蓄預金および定期預金を対象とした入出金明細の照会ができます。利用者および家族等利用者は、当行所定の方法により、本サービスの家族口座の連携を解除することができます。

⑩ 投資信託（NISA）の口座開設

・投資信託口座は、特定口座（源泉徴収あり、配当受入あり）の開設、NISA 口座の開設を申込みできます。
・本アプリより投資信託口座を開設した場合、投資信託に関する帳票の交付方法は、電子交付となります。紙媒体での交付をご希望の場合は、本アプリ、または当行ホームページからお申込みください。
・以下のいずれかに該当する方は本アプリから申込みできません。
(a) 既に当行で投資信託口座を開設済みの方（投資信託の口座開設申込みの場合）
(b) 既に NISA 口座を開設済みの方（他の金融機関を含む）もしくは「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の添付をともなう NISA 口座の開設をおこなう方（NISA 口座開設申込みの場合）
(c) 18 歳未満の方または 80 歳以上の方（NISA 口座開設申込みの場合は、申込みをする年の 1 月 1 日時点で 18 歳未満または 80 歳以上の方）
(d) 日本国籍ではない方
(e) ちゅうぎん ID の代表口座が晴れの国支店の方または債券の指定預金口座が晴れの国支店の方（投資信託の口座開設申込みの場合）
(f) 投資信託の指定預金口座が晴れの国支店の方（NISA 口座開設申込みの場合）
(g) 運転免許証、マイナンバーカード、通知カードに記載の住所、氏名が、当行に登録している住所、氏名と異なる方
(h) 運転免許証、マイナンバーカード、通知カードの氏名にアルファベットが含まれる方または当行にお届けの氏名にアルファベットが含まれる方
(i) 運転免許証、マイナンバーカードの有効期限が切れている方
(j) 日本国外に居住の方
(k) 税務上の居住地国が日本のみでない方
(l) 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とそのご家族
(m) その他当行所定の条件を満たさない方
・本アプリの操作により投資信託口座、NISA 口座開設の申込みができ、申込書への記入や届出の印章による記名押印または署名は不要です。
・以下のいずれかに該当した場合は、当行は利用者に事前に通知することなく投資信託口座の開設の取消し、投資信託取引の停止、または投資信託口座を解約することができるものとします。なお、投資信託口座が開設の取消し、取引の停止、または解約となった場合は、NISA 口座も同様の扱いとなります。
(a) 利用者が存在しないことが明らかになった場合、また投資信託口が利用者の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
(b) 利用者が証券振替決済口座管理約款第 16 条第 2 項に該当した場合
(c) 住所、連絡先変更の届出を怠る等、利用者の責に帰すべき事由により、当行において利用者の所在が不明となった場合
(d) 投資信託口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると

認められる場合

・投資信託口座の開設の取消し、投資信託取引の停止、または投資信託口座の解約により、利用者に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、この取消し、停止、解約により当行に損害が生じたときは、利用者はその損害額を支払うものとします。

⑪　投資信託（NISA）の取引

・投資信託の取引残高や運用損益等の確認、投資信託の購入、換金、投資信託定期・定額購入サービスの申込み、変更、解約の手続きができます。

・取引できる投資信託の銘柄および取引内容は当行所定のものに限ります。

・取引をするためには、あらかじめ投資信託口座を開設し、かつちゅうぎん ID のサービス利用口座に登録する必要があります。また、投資信託の指定預金口座を、ちゅうぎん ID の代表口座またはサービス利用口座に登録する必要があります。

・取引ができるのは、18 歳以上の利用者に限られます。80 歳以上の利用者は、投資信託の購入、投資信託定期・定額サービスの申込み等、一部の機能を制限します。

・1 回あたりの取引金額の上限・下限については、当行所定の金額の範囲内とします。

・利用者により投資信託の購入申込みがおこなわれた場合、預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、投資信託の購入にかかわる代金と購入時手数料（消費税含む）の合計額を指定預金口座から引落します。

・投資信託取引の手続きは、原則として、利用者からの依頼日当日におこないます。ただし、当行所定の時限以降または銀行休業日に申込みがおこなわれた場合は、申込日の翌銀行営業日以降に手続きをおこないます。

・以下のいずれかに該当する場合は、投資信託の取引はおこないません。これによって生じた損害については、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。

(a) 指定預金口座から購入にかかわる代金と購入時手数料を引落しする際に残高が不足する等の理由により引落しができなかった場合（残高に当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まれません）

(b) 投資信託口座または投資信託の指定預金口座が解約済の場合

(c) 差押等やむを得ない事情があり、当行が取引を不適当と認めた場合

(d) 次の事由で投資信託取引が不可能となった場合

(ⅰ)海外市場の休場

(ⅱ)投資信託委託会社に対する認可の取消しその他の処分、手形交換所の取引停止処分、または支払いの停止もしくは破産手続き開始、民事再生手続き開始、特別清算開始その他類似の手続き開始の申立てがあった場合

(ⅲ)証券取引所のシステム障害等

⑫　投資信託関係書面の電子交付サービス

・電子交付サービス取扱規定に定める書面を、郵送に代えてインターネット上で閲覧できる電磁的方法により提供します。

・本アプリから、書面の閲覧方法を、郵送から電子交付、電子交付から郵送に切り替えることができます。

⑬ JCB デビットの申込み

本アプリから、JCB デビットの申込みを行えます。なお、JCB デビットの契約には審査があります。

・以下のいずれかに該当する方は本アプリから申込みできません。

(a) 既に当行で JCB デビットをご契約済の方

(b) 16 歳未満の方

(c) 日本国籍ではない方

(d) 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とそのご家族

その他当行所定の条件を満たさない方

⑭ 住所変更（住所変更にともなう電話番号変更）

・マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書または券面事項入力補助アプリケーションの利用者情報を読み取り、住所変更の手続きができます。

・住所変更の申込み後、当行で所定の手続きをおこなったのちに、登録内容を変更します。申込みから登録内容変更までの間に、変更がおこなわれなかったことにより利用者に損害が生じても、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行で所定の手続きをおこなった結果、登録内容を変更できない場合は、利用者に対して通知します。変更がおこなわれなかったことにより利用者に損害が生じても、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

・当座取引、融資取引（実印を使った一部の取引）、保証人取引、貸金庫取引、財形預金（一般財形を除く）、金融商品仲介など、取引の内容によってはアプリでの手続きができないことがあります。

・取引の内容によっては、後日取引店から連絡をさせていただく場合や、確認書類の提示をお願いする場合があります。

・システム上同一のお客さまの取引であると判断できる場合、ちゅうぎん ID の代表口座店およびサービス利用口座店以外の取引についても住所変更いたします。

⑮ 住宅ローンの取引

・ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座が返済用口座となっている住宅ローンについて、一部繰上返済申込・金利型再選択申込をおこなうことができます。ただし、住宅ローンのご契約種類、取引の状況等によっては、ご利用いただけない場合があります。

・本サービスで取扱うことができる住宅ローンの種類は、当行所定のものとします。

・一部繰上返済とは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者が当行で借入れた住宅ローンについて、債務の一部を期限前に繰上げて返済することをいいます。全額を繰上返済することはできません。

・金利型再選択とは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者が当行で借入れた変動金利型の住宅ローンについて、適用期間が満了となる際に、変動金利型から他の変動

金利型へ切替えをすることをいいます。

・返済額シミュレーションについては、あくまで概算となりますので、実際の処理結果と異なる場合がございます。シミュレーション結果にもとづき、お申込みをいただく場合は、あらかじめご了承ください。処理結果については、処理後当行から送付する「ご返済のご案内」にてご確認ください。

・一部繰上返済・金利型再選択にあたっては、ローン契約書（これに付帯する契約書・特約書等があるときは、それらを含め、以下「原契約」といいます）にもとづき、当行から借入れた住宅ローン（本サービスにて指定いただいたローン）の借入条件について、原契約の定めにかかわらず、利用者が本サービスで指定した変更依頼および当行の承認にもとづき、変更手続きをおこないます。

・一部繰上返済・金利型再選択の申込内容については、別途変更契約書等の締結はおこなわず、変更に関する契約内容については、取引確認画面にて確認するものとします。なお、申込内容は当行がその内容を確認した時点で依頼が確定したものとし、次回ご返済日に処理をおこないます。処理結果については、当行から送付する「ご返済のご案内」でご確認ください。

・以下の事由等によりご利用いただいた内容の処理ができなかった場合は、当該依頼がなかったものとします。

(a) 処理日当日にお引落し金額（繰上返済金額・当行所定の手数料・経過（未払）利息・次回約定返済額の合計額）を返済用口座より引き落とすことができなかった場合。

(b) 処理日当日に当該住宅ローンのご返済が遅延している場合。

(c) 処理日当日までに全額繰上返済をすでにしている場合。

・お申込みいただいた内容によっては、その手続きにあたり条件が付されているものがあります。利用者の取引状況・ご契約状況により依頼いただいた内容の処理ができない場合があります。

・連帯債務にてご契約中の場合は、あらかじめ連帯債務者の同意があるものとして取扱います。同意確認がお済みでない場合は、確認後、再度お申込みください。

・お申込み受付後に、ご自宅または勤務先に申込内容確認のお電話をさせていただく場合があります。

・一部繰上返済の申込内容については、当行が指定する日までに取消しできます。

・金利型再選択の申込内容については、取消しできません。ただし、当行が指定する日までの間であれば、再度金利型再選択のお申込みをすることができます。

⑯ 明細等の PDF ファイル保存

・ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、貯蓄預金口座は、入出金明細、通帳表紙、振込受付書を PDF 形式で端末に保存することができます。

・入出金明細、通帳表紙、振込受付書は所定の方法で、PDF ファイルに変換したあと、お

使いの端末に保存されます。

・入出金明細は、最大 13 か月間を保存できます。

・振込受付書は、振込処理が完了した取引に対して発行できます（振込予約時点では発行できません）。

⑰ 振込限度額一時引き上げ

・振込限度額一時引き上げボタンから本アプリにおける振込限度額を当行所定の範囲内で変更できます。

・本アプリによる振込限度額の引き上げは、変更当日の 23 時までのみ有効です。23 時を過ぎると、変更前の振込限度額に戻ります。但し、23 時までの間に、以下に記載する振込限度額の引き下げ手続を行い、その金額が変更前の振込限度額より低い場合は、引き下げ手続による金額がそれ以降の振込限度額となります。

・振込限度額一時引き上げは、1 日 1 回のみ利用できます。振込限度額一時引き上げ中も引き下げ手続きは可能です。

・振込限度額一時引き上げを行うには、マイナンバーカードによる本人確認等が必要です。マイナンバーカードによる本人確認を行えない場合や銀行への届出情報とマイナンバーカードの情報が異なる場合、またはお取引状況等によってはご利用いただけない場合があります。

⑱ 口座振替手続きの承認

・お客さまより提出いただいた口座振替依頼書のうち、届出印のない口座などお客さまによる確認が必要な手続きについて、本アプリのお知らせ機能にてお手続きの通知を行います。

・お客さまは、本アプリのお知らせ詳細に表示された口座振替依頼書の内容を確認の上、本アプリ上で口座振替手続きを進めることができます。口座振替依頼書の手続きは、銀行が定める期間内に完了してください。期間内にお手続きがなかった場合は、当該口座振替依頼書は返却致します。

・お知らせ通知のご案内のため、お客さまの届出の連絡先にショートメッセージ（SMS）を送信します。届出の電話番号にショートメッセージ（SMS）を送信した場合には、延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

⑲ 定期預金の取引

（預入）

・ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、任意の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）から利用者が指定した金額を引落し、ちゅうぎん ID のサービス利用口座のうち、総合口座定期預金、あるいは通帳制定期預金へ預け入れることができます。

・本アプリで預け入れることのできる定期預金の種類は当行所定のものとし、適用金利は入金日における当行所定の金利とします。

・本アプリにより預入された定期預金は、満期時に元利継続の方法により取扱います。

・実行後、預入の取消しはできません。

（解約予約）

・ちゅうぎんIDのサービス利用口座のうち、総合口座定期預金、あるいは通帳制定期預金を満期日に自動で解約し、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、当該定期預金の元利金の入金口座としてあらかじめ指定されている円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、あるいは貯蓄預金へ入金するよう予約できます。

・元利金の入金口座としてあらかじめ指定されている口座がない場合、ちゅうぎんIDの代表口座およびサービス利用口座のうち、任意の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）を元利金の入金口座として指定することができます。

・解約予約の申込は、満期日の前営業日の前日まで可能です。

・満期日が銀行休業日の場合、満期日の翌銀行窓口営業日に、あらかじめ指定されている口座へ入金します。

・実行後、解約予約の取消しはできません。

（その他）

・定期預金の種類や取引の状況によっては、本機能をご利用いただけない場合があります。

⑳ 自動送金サービス（らくらく毎月送金）

・利用者の依頼にもとづき、都度の指示を受けることなく、指定された日に、指定された口座から、毎月同一の金額を引落しのうえ、指定された当行本支店の預金口座または当行以外の金融機関の本支店の預金口座に振込をおこないます。

・振込にあたっては、都度、当行所定の「振込手数料および取扱手数料」（消費税等を含む）をいただきます。「振込手数料および取扱手数料」は各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出なしで指定された口座から引き落します。

・１日の新規申込み件数は３契約を上限とし、１契約あたりの振込金額の上限は当行所定の金額とします。なお、利用者が本アプリにおける振込限度額を０円としている場合は、新規申込みはできません。

・新規申込みについて、初回振込日の３営業日前まで申込みができます。なお、初回振込日は２か月以内の日付を指定できます。

・解約申込みについて、次回振込日の２営業日前まで申込みができます。ただし、解約申込み成立後は、当該解約申込みにかかる自動送金サービス契約が速やかに解約となりますので、終了月を指定した解約はできません。なお、自動送金サービス契約の解約可能時期は、新規申込みの自動送金サービス契約成立後です。

・自動送金サービス契約の変更はできません。変更を希望する場合は、変更内容を含めた新規申込みを行い、当該契約が成立した後、変更前の内容にかかる自動送金サービス契約を解約してください。

・新規申込みおよび解約申込みを行った後、自動送金サービスの契約成立および解約成立まで、当行所定の時間を要します。申込みの成否については当行所定の方法により通知します。自動送金サービス契約不成立の場合は、当行は振込手続きをおこないません。自動送金サービス契約解約不成立の場合は、当行は引続き自動送金サービス契約にもとづく振込を

おこないます。不成立の理由を確認いただき、再度申込みの手続きなどをおこなってください。

・当行が振込手続きをおこなう時点で、指定された口座の預金残高が、振込金額ならびに振込手数料および取扱手数料の合算額に満たないなど、引落し金額に満たない場合は、利用者が振込依頼を取り消したものとみなし、当行はその月の振込はおこないません。振込日の前日までに必要金額をご入金ください。

・この自動送金サービス契約にもとづき当行が発信した振込について、領収書および利用明細の発行はおこないません。

・振込先の科目・口座番号・振込先口座名義人名等の入力内容が誤っている場合、当行で振込が完了しても、振込先金融機関で口座へ入金する際にエラーとなり、振込できない場合があります。

・「入金口座なし」等の事由で振込先金融機関から振込資金が返却されたときは、指定された口座へ入金します。この場合、振込手数料および取扱手数料は返却しません。

・この自動送金サービス契約で受け付けた振込の組戻しは、当行の本支店窓口で手続きを依頼するものとします。当行は、当行所定の方法で本人確認をおこない、所定の組戻手数料をいただいたうえで、手続きをおこないます。なお、当行窓口への連絡時期等によっては、手続きをおこなっても組戻しができないことや手続きをお受けできないことがあります。また、組戻手数料は、組戻しできなかった場合も返却しません。

・この自動送金サービス契約にもとづき当行が発信した振込について、振込先金融機関から当行に対し振込内容について照会があった場合には、当行は依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、利用者指定の連絡先へ連絡しても連絡がつかなかった場合、または不適切な回答があった場合には、指定した日までに振込が行われなかったり、振込をお受けできなかったりすることがあります。これによって生じた損害については、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

・この自動送金サービス契約は、指定された口座の残高が恒常的に不足して長期間振込が不成立になるなど、当行が必要と認めた場合には、利用者に通知することなく解約します。

㉑ 税公金支払サービス（ことら税公金サービス）

・当行は、ことら税公金サービス提供にあたり、TIS 株式会社が運用することら税公金簡易導入サービスを利用しています。お客さまは、ことら税公金簡易導入サービスのアプリケーションを利用し、バーコード読取機能を用いて地方税の納付書に付与された「地方税統一 QR コード」を読み取り、端末の画面上に表示された納付額その他の情報を確認のうえ、所定の方法で支払承認することにより、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、任意の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）から当該地方税を支払うことができます。

・ことら税公金簡易導入サービスは TIS 株式会社が運用するサービスであり、ご利用にあたっては、利用者において、本条第 3 項の同意事項および TIS 株式会社が別途定める「ことら税公金簡易導入サービス利用規約」（但し、同利用規約第 3 条についてはこれによらず、当

行の別途公表する「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」および「個人情報の利用目的について」が適用されます。）にご同意いただく必要があります。

・ことら税公金サービスで支払った地方税の領収書および納税証明書は発行されませんので、納付内容の詳細は、ことら税公金簡易導入サービスアプリケーションの画面上の取引履歴でご確認ください。

(2) セキュリティソフト

本アプリでは、利用者の端末やアプリを、悪意のある第三者による乗っ取りや不正なアプリから保護するため、NEOBANK テクノロジーズ社の提供するアプリ保護サービスを利用しています。利用者は、以下の事項に同意したうえで、本アプリを利用できるものとします。

① アプリ保護サービスが NEOBANK テクノロジーズ社のライセンスにかかるものであることを確認するため、利用者が本アプリを起動した後に、本アプリが NEOBANK テクノロジーズ社のサーバーに対して通信をおこなうこと

② 本アプリが、アプリ保護サービスのファイル更新のため、NEOBANK テクノロジーズ社のサーバーに通信をおこなうこと

③ 前各号による通信および利用者の端末更新時等におこなわれる NEOBANK テクノロジーズ社の認証サーバーまたはアップデートサーバーへの通信により発生する通信費は、利用者の負担となること

(3) 情報提供に関する同意

本条第 1 項第 21 号に定める税公金支払サービス（ことら税公金サービス）を利用する場合、利用者は、以下の事項に同意したうえで、同サービスを利用できるものとします。

①当行から、ことら税公金簡易導入サービスの運用会社である TIS 株式会社に対し、操作・利用履歴、OS のバージョン等端末に関する情報および納付者の氏名、支払にかかる口座の残高、納付額等の納付情報が提供されること。これらの情報は、TIS 株式会社において、ことら税公金簡易導入サービスの機能改善・品質向上のため、または、統計データとして活用するため、利用されます。また、TIS 株式会社がこれらの情報を、ことら税公金簡易導入サービス以外で同社が適切に取得した利用者の情報と組み合わせたうえで利用する場合があります。

6. 取引限度額

振替、振込、カードローン取引、定期預金の預入・解約予約、および自動送金サービスによる 1 回あたりおよび 1 日あたりの取引限度額は、当行所定の金額とします。

7. 認証情報の盗用等による不正な振込等

(1) 不正な振込等については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して次項に定める補てん対象額の請求を申出ることができます。

① 認証情報の盗取または不正な振込等に気づいてからすみやかに、当行への通知がおこなわ

れていること。

② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明がおこなわれていること。

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗取にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、当行の調査に協力していること。

(2) 前項の申出がなされた場合において、利用者が善意かつ無過失である場合、当行は、当行へ通知がおこなわれた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とする）前の日以降になされた不正な振込等の金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という）を補てんするものとします。なお、利用者が無過失と認められない場合にも、利用者に故意または重過失がない場合は一部を補てんすることがあります。

(3) 前 2 項は、第 1 項にかかる当行への通知が、認証情報の盗取がおこなわれた日（当該盗取がおこなわれた日が明らかでないときまたは当該盗取はおこなわれていないものの利用者自らが認証情報の入力等をおこなうことで不正な振込等がおこなわれたときは、不正な振込等が最初におこなわれた日）から、2 年を経過する日より後におこなわれた場合には、適用されないものとします。

(4) 第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんをおこないません。

① 不正な振込等がおこなわれたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

(a) 利用者に故意もしくは過失または法令違反があること。

利用者に過失ありとなりうる事例は次のとおりです。

(ⅰ)当行が複数回にわたり、個別的・具体的に注意喚起していたにもかかわらず、注意喚起された手口により騙されて、認証情報を入力しまたは生体認証による認証もしくはマイナンバーカードによる認証をおこなってしまった場合。

(ⅱ)警察や銀行等を騙る者に対し、認証情報を回答してしまった場合。その他、正当な理由もなく、認証情報を他人へ教えた場合。

(ⅲ)認証情報を手帳等にメモしていたり、スマートフォン等のメモ情報やパソコン、インターネット上のデータ保管サービス（電子メールボックス、クラウドサービス等）に保存していた場合。

(ⅳ)身に覚えのない預金残高の変動、ウイルス感染等により、不正な払戻しがおこなわれる可能性を認識、または認識し得たにもかかわらず、当行への通知がおこなわれていない場合。

(ⅴ)その他、利用者に、前各号と同程度の注意義務違反がある場合。

(b) 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によっておこなわれたこと。

(c) 利用者が、被害状況についての当行に対する説明あるいは当行に提出した資料に関し、重要な事項について虚偽の説明をおこなったこと。

② 認証情報の盗用等が、戦争、暴動等の社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随しておこなわ

れたこと。

(5) 当行が第 2 項に定める補てんをおこなう場合、不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」という）について、利用者に払戻しをおこなっている場合には、この払戻しをおこなった金額の限度において、第 1 項にもとづく補てんに応じることはできません。また、利用者が、当該不正な振込等をおこなった者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた金額の限度において同様とします。

(6) 当行が第 2 項にもとづき補てんをおこなった場合に、当該補てんをおこなった金額の限度において、対象預金にかかる権利は消滅します。

(7) 当行が第 2 項により補てんをおこなったときは、当行は、当該補てんをおこなった金額の限度において、盗取された認証情報により不正な振込等をおこなった者やその他の第三者に対して、利用者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8. 利用の停止・解除

(1) 利用者からの申し出によるサービス利用停止

① 利用者が本サービスの利用を停止する場合は、当行所定の方法によって当行に申し出てください。当行はこの申出を受けた時は、本サービスの利用を停止する措置を講じます。当行はこの申出の前に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、責任を負いません。なお、本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きが必要です。手続きが完了するまでは、本サービスはご利用いただけません。

② 本サービスご利用口座を解約した場合、当該口座での本サービスの機能は利用できなくなります。

(2) 当行からのサービス利用停止

① 本アプリを不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合、または、利用者のご利用方法が当行および当行の利用者に対して明らかに不利益を与えると当行が認めた場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。

② 前号における措置により利用者の情報が削除されたために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

9. 本アプリのちゅうぎん ID 連携削除

(1) 利用者は、当行所定の方法により、本アプリのちゅうぎん ID 連携を削除することができます。利用者がちゅうぎん ID 連携を削除した場合、ただちに本アプリの利用ができなくなります。ただし、ちゅうぎん ID 連携削除前に操作した振込予約の手続きは取消しされません。なお、ちゅうぎん ID 連携削除を行っても、ちゅうぎん ID は削除されません。ちゅうぎん ID を削除する場合は、当行ホームページからちゅうぎん ID 退会のお手続きが必要となります。

(2) 利用者が、本アプリが利用可能な状態のままちゅうぎん ID を退会した場合、本アプリのちゅう

ぎんID連携が削除され、利用者はただちに本アプリの利用ができなくなります。

(3) ちゅうぎんID連携削除により、本アプリで実施した振込履歴や振込予約履歴、登録した振込先などの情報は削除されます。また、当行は、利用者のちゅうぎんID連携削除により利用者または第三者に生じた損害につき、当行に責めがある場合を除き、一切の責任を負いません。

10. 禁止事項

(1) 利用者は本サービスおよび本アプリを自身による利用のみの目的で利用するものとし、本サービスおよび本アプリに基づく利用者の権利について譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。

(2) 利用者は本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・修正・蓄積・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれに類する行為をおこなってはなりません。

11. 知的財産権等

本アプリにかかる著作権その他一切の知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

12. 情報利用について

(1) 本アプリでは、ご登録いただいた情報を元に、プロモーション等を目的とした電子メール配信等をおこなうことがあります。

(2) 本サービスでは、本アプリの機能向上等に役立てるため、下記の情報収集ツール等を用いて利用者情報（単体では個人情報に該当しない位置情報、広告識別子、ログ情報等）を取得しています。これらツールで取得した情報は、アプリの機能向上や配信広告の効果測定などに役立てる目的で利用します。

・Firebase Analytics(ログ解析サービス)

本アプリの利用状況に関する統計分析などを通して、広告効果の検証やアプリの品質向上を目的として、アプリケーションの利用状況を個人を特定できない形式で収集します。収集された情報はGoogle社のプライバシーポリシーに基づき管理されます。Google社のプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご覧ください。

・Adjust（広告効果検証サービス）

当行が発行する計測用IDと端末・ブラウザの識別子等を利用して広告効果を測定することで、広告品質の改善に活用しています。Adjust社が保有する情報には、個人を特定する情報は含まれていません。当行においても、個人を特定することはしません。なお、これらの情報を当行以外が利用することはありません。Adjust社のプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご覧ください。

なお、当行は上記ツールのサービス利用について責任を負わないものとします。

13. 免責事項

(1) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合および 7 条に該当する場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

(2) 端末の紛失盗難その他事故により、本アプリが不正使用され、口座の情報を第三者に閲覧された場合であっても、それにより生じた損害については、当行に責めのある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

(3) 端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害により、本サービスの提供が遅延もしくは不能となった場合、これらに関連して利用者に損害が発生したとしても当行は一切の責任を負いません。

(4) 届出印のない口座において、届出印の照合に代わり本アプリにより本人に相違ないものと認めて手続きを行った場合、それにより生じた損害について、当行に責めのある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

(5) 当行に届け出た携帯電話番号に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法で届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

14. 本規定の変更

(1) 当行は、本規定を、ちゅうぎん ID や本アプリの仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

15. 合意管轄

本サービスに関する紛争については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

16. その他

(1) 当行は、利用者が本規定に同意すること（5 条 2 項に定める事項に対する同意を含みます）を条件として、本アプリを利用者の端末でのみダウンロードして利用することのできる、日本国内における非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。

(2) 当行は、利用者が普通預金規定 12 条 3 項 2 号に記載された者に該当したことが判明した場合、同項 3 号に定める行為をした場合、本規定に違反した場合、または利用者の利用方法が当行および当行の利用者に対して明らかに不利益を与えると当行が認めた場合に、いつでも利用者に許諾した本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。この場合、利用者は直ちに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

(3) 本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性があるため、利用者が本アプリをインストールした端末を日本から国外へ持ち出す際には、関連法令を遵守し、これに違反した

行為により生じた問題につき、利用者自身の責任と負担で解決するものとします。

以　上